

熊谷市同和対策審議会

日 時 令和4年7月14日（木）
午前10時から

場 所 熊谷市議会 第1委員会室

目 次

・熊谷市同和対策審議会会議次第	1
・熊谷市同和対策審議会委員名簿	2
・議題（１）会議の公開又は非公開について	3
・議題（２）令和３年度 人権教育・啓発事業実績について	
◎ 学校教育	4
◎ 社会教育	5
◎ 人権政策推進事業	7
◎ 生活相談事業	7
◎ 人権問題啓発事業	7
◎ 同和対策事業振興補助事業	8
◎ 隣保館運営事業	9
・議題（３）令和４年度 人権教育・啓発事業計画について	
◎ 学校教育	10
◎ 社会教育	10
◎ 人権政策推進事業	12
◎ 生活相談事業	12
◎ 人権問題啓発事業	13
◎ 同和対策事業振興補助事業	14
◎ 隣保館運営事業	14
・議題（４）熊谷市同和行政基本方針（案）及び熊谷市人権施策推進指 針（案）について	
◎ 熊谷市同和行政基本方針（案）	15
◎ 熊谷市人権施策推進指針（案）	22
・参考 熊谷市同和対策審議会条例	35

熊谷市同和対策審議会会議次第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 会長・副会長の選出

6 会長・副会長あいさつ

7 議 題

(1) 会議の公開又は非公開について

(2) 令和3年度 人権教育・啓発事業実績について

(3) 令和4年度 人権教育・啓発事業計画について

(4) 熊谷市同和行政基本方針(案)及び熊谷市人権施策推進指針(案)について

(5) その他

8 閉 会

熊谷市同和对策審議会委員名簿

令和4年7月1日現在

NO	組 織 構 成	氏 名	備 考
1	市議会議員	腰 塚 菜穂子	
2	市議会議員	鈴 木 理 裕	
3	知識経験者	池 田 三 男	
4	知識経験者	小野寺 一 規	
5	知識経験者	川 田 勇	
6	知識経験者	田 口 利 一	
7	知識経験者	吉 野 守	
8	知識経験者	成 塚 道 夫	
9	知識経験者	長谷川 好 一	
10	人権擁護委員	田 島 初 男	
11	人権擁護委員	橋 本 久 江	
12	民生委員	岡 本 迪 子	
13	教育長	野 原 晃	
14	市立小中学校長	松 葉 友 子	
15	市立小中学校長	篠 田 かなえ	

(1) 会議の公開又は非公開について

「熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱」が平成20年10月1日から施行され、附属機関の会議について原則公開となり、会議の傍聴及び会議記録を公開することとなった。

本審議会も対象となる機関であるため、次のとおり協議する。

1 会議の公開又は非公開について

会議を原則公開する。ただし、あらかじめ、公開できない議案が審議されることが明白な場合は、事前に協議のうえ、非公開とする場合もある。

2 会議記録の公開について

- ①会議記録の内容 会議の要旨をまとめて公開する。
- ②委員の氏名の記載 委員の氏名を記載する。

3 傍聴人の定数

5人とする。

4 傍聴手続

先着順とする。

(2) 令和3年度 人権教育・啓発事業実績について

◎ 学校教育

- 1 児童生徒人権作文集「じんけんくまがや」(第16集)発行(社会教育課と共催)
- 2 教育研究委嘱校の発表(令和2年度～令和3年度の委嘱)→紙面発表
 - ・男沼小学校
「身につけた自分自身の学びを実践できる男沼っ子の育成
～学習指導の工夫、人権感覚の育成、体験活動の充実を通して～」
 - ・三尻中学校
「確かな学力の向上に向けた指導方法の工夫・改善
～互いに認め合い共に生きる人権教育の観点から、人間力のある生徒の育成を目指して～」
- 3 人権教育研修会の実施
 - (1) 各種研修会
 - ・管理職(校長)同和教育研修(5月)
「部落差別解消推進法」を踏まえた学校同和教育の課題
講師 部落解放同盟埼玉県連合会 書記長 小野寺 一規 氏
 - ・管理職(教頭)同和教育研修(7月)
「部落差別解消推進法」を踏まえた学校同和教育の課題
講師 部落解放同盟埼玉県連合会 書記長 小野寺 一規 氏
 - ・学校人権教育研修会(8月 Webにて実施)
「部落差別の現実から学ぶ」
第1部:「部落差別解消推進法」の意義と制定の背景
第2部:今日の部落差別の実態と課題
第3部:学校同和教育の現状と課題
講師 部落解放同盟埼玉県連合会 書記長 小野寺 一規 氏
 - ・人権教育主任研修会(5、8、2月)
 - ・児童生徒支援加配教員研修会(7、10、1月)→中止
 - ・指導委員、研究協力員人権教育研修会(5月)
「学校における人権教育の推進について」→中止
 - (2) 各小中学校における校内人権教育研修会(社会教育課と共催)
- 4 人権教育担当指導主事の学校訪問

◎ 社会教育

1 人権同和問題に関する啓発活動

(1) 市報『くまがや』による啓発

年2回（8月の強調月間、12月の人権週間にあわせて）

(2) 人権・同和問題啓発資料の作成と啓発

- ・啓発冊子「わたしたちに できること」3,500部作成（人権政策課と共催）
（4月毎月配布及び公民館などでの人権研修で活用）

(3) その他

- ・市庁舎懸垂幕及び広告塔（市内13箇所）での啓発（人権政策課と共催）
- ・人権ポスター・標語作品展（人権政策課と共催）
令和3年12月6日（月）～10日（金）市庁舎1階ロビー
- ・啓発物品の作成・配布
- ・人権啓発ビデオ（DVD）の貸出し

2 集会所を拠点とした取組

(1) 小・中学生ハートフル学級の開催

- ・学校数18校（小学校10校、中学校8校）

(2) 成人ハートフル学級の開催

- ・13集会所、22教室開講

3 公民館を拠点とした取組

公民館で実施している生涯学習講座に人権・同和問題研修会を位置づけ、さらに差別の現実に学ぶ研修を実施した。

- ・25公民館 26回実施 受講者 425人

4 ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」の開催（人権政策課と共催）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部プログラムを取り止め日数及び時間を縮小して開催した。

会場：江南総合文化会館「ピピア」

- ・令和4年1月18日（火）

講師：熊谷市社会教育指導員 坂上 正明 氏

「大人じゃないし 子どもでもない

～15歳手強し！！ 中学生と人権～」 受講者 284人

(3) 「人権教育ニュース」

- ・第31号を令和3年10月31日発行
- ・第32号を令和4年 3月31日発行

(4) 人権に関する意識調査（第16回）

- ・熊谷市内在住の成人対象 令和3年9月実施

◎ 人権政策推進事業

1 熊谷市同和対策審議会

市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議した。

- ・審議会 令和3年7月12日（月）
熊谷市緑化センター 研修室

2 大里郡市同和対策推進協議会

同和問題解決のための調査、研究事業や同和問題の早期解決に寄与するため、大里郡市1市（熊谷市）1町（寄居町）で組織。インターネット差別書き込みモニタリング事業を平成31年4月から実施している。

3 各運動団体の研修会への参加

同和問題をはじめとする人権課題への認識を深めるため、各運動団体が開催する研修会等へ参加した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催規模縮小やWebでの会議になった。

◎ 生活相談事業

1 生活相談

人権政策課内及び電話で、生活相談員が中心となって対応し、関係機関の紹介や助言を行った。また、相談者の希望により、集会所、春日文化センター等においても相談等に応じた。

- ・窓口相談 7件
- ・電話相談 6件
- ・住宅資金貸付金徴収時相談 0件

2 住宅資金貸付金償還相談

住宅資金貸付金督促・集金の際、生活状況等に係る相談を受け、分割償還の継続を促した。

- ・訪問（延べ件数） 376件
- ・来訪（延べ件数） 18件

◎ 人権問題啓発事業

1 大里郡市人権フェスティバルの開催

地域住民の文化活動の推進と人権団体との交流促進を図るとともに、人権意識、人権感覚の高揚に資することを目的に開催した。

・令和3年10月9日(土) ・参加者 364人

会場：江南総合文化会館「ピピア」

2 人権ポスター・標語の募集

(1) 市内の児童(ポスター6年生・標語5年生)に募集を行い、応募作品の中から優れた作品を表彰するとともに、市報や啓発冊子「わたしたちに できること」に掲載などの啓発活動に活用した。

(2) 人権ポスター・標語作品展 (社会教育課と共催)

・令和3年12月6日(月)～10日(金) 市庁舎1階ロビー

人権週間期間中に児童の優れた作品を市庁舎1階ロビーに展示した。

また、保育園児の作品展も併せて開催した。

3 その他

(1) 市庁舎に懸垂幕を常掲

・「お互いの人権みとめて明るい社会」

(2) 啓発物品の作成、配布

(3) 人権尊重都市宣言広告塔設置

・市庁舎前、熊谷消防署、三尻公民館、熊谷衛生センター、末広交差点等(市内13箇所)

(4) 啓発冊子の作成(社会教育課と共催)

・「わたしたちに できること」を72,000部作成し、毎戸配布した。

(5) 啓発ビデオ(DVD)の購入

「家庭からふりかえる人権」

「今そこにいる人としっかり出会うー同和問題」

(6) チューリップの球根の配布

・人権の花運動として市内の小学校15校に配布し、うち2校において、人権擁護委員から児童へ直接手渡す贈呈式を開催した。

(7) 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知

◎ 同和対策事業振興補助事業

1 熊谷市同和対策振興補助金

熊谷市同和対策振興補助金交付要綱に基づき以下の4団体に交付した。

- ・部落解放同盟埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・部落解放愛する会埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・埼玉県地域人権運動連合会熊谷市協議会
- ・埼玉・県北同和会妻沼支部

◎ 隣保館運営事業

1 春日文化センター祭り

地域住民交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止にした。

2 人権講演会の開催

春日文化センター利用者等を対象に、人権講演会を開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止にした。

3 各種講習会の開催

地域住民の交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため、各種教室を開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、飲食を伴う教室は中止にした。

- ・52回開催 参加者 409人

4 クラブ活動の奨励

地域住民の交流を深めるため、地域に根ざしたクラブ活動を奨励した。

- ・登録団体 19団体

5 その他貸館

行政・教育、自治会、サークル活動等に対する貸館

- ・各種サークル活動等 412回
- ・運動団体利用、集会所学習等 36回

6 施設の修繕等

- ・壁のひび修繕、嵌め殺しガラス窓シーリング替修繕 306,700円
- ・外階段2箇所手すり取付工事 197,799円
- ・会議室照明器具修繕 121,000円
- ・生活改善室水栓修繕 77,660円

(3) 令和4年度 人権教育・啓発事業計画について

◎ 学校教育

- 1 児童生徒人権作文集「じんけんくまがや」(第17集)発行(社会教育課と共催)
- 2 教育研究委嘱校の発表(11月、令和3年度～令和4年度の委嘱)
 - ・ 秦小学校、大麻生中学校(人権教育)
 - ・ 佐谷田小学校、富士見中学校(心豊かな人間づくり)
- 3 人権教育研修会の実施
 - (1) 各種研修会
 - ・ 管理職(校長)同和教育研修会→5月31日(火)
 - ・ 管理職(教頭)同和教育研修会→7月6日(水)
「部落差別の実態と学校同和教育の課題」
講師 部落解放同盟埼玉県連合会 小野寺 一規 氏
 - ・ 人権教育研修会(8月)→講和を動画で撮影し、Webにて動画視聴形式で実施
「部落差別の現実から学ぶ」
講師 部落解放同盟埼玉県連合会 小野寺 一規 氏
「近年のさまざまな人権課題について」
講師 熊谷市教育委員会社会教育課 塚越 康太郎 指導主事
 - ・ 人権教育主任研修会(5、8、2月)
 - ・ 指導委員、研究協力員人権教育研修会 5月25日(水)
 - (2) 各小中学校における校内人権教育研修会(社会教育課と共催)
- 4 人権教育担当指導主事の学校訪問

◎ 社会教育

- 1 人権同和問題に関する啓発活動
 - (1) 市報『くまがや』による啓発
年2回(8月の強調月間、12月の人権週間にあわせて)
 - (2) 人権・同和問題啓発資料の作成と啓発
 - ・ 啓発冊子「わたしたちにできること」作成(人権政策課と共催)
(4月毎月配布及び公民館などでの人権研修会で活用)

- (3) その他
 - ・啓発物品の作成・配布
 - ・人権啓発ビデオ（DVD）の貸出し

- 2 集会所を拠点とした取組
成人ハートフル学級の開催
 - ・14集会所、24教室開講

- 3 公民館を拠点とした取組（市内35公民館）
公民館で実施している生涯学習講座に人権・同和問題研修会を位置づけ、さらに差別の現実
に学ぶ研修を実施する。

- 4 ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」の開催（人権政策課と共催）
 - ・令和5年1月から2月
 - 会場：江南総合文化会館「ピピア」

- 5 社会教育関係機関・団体等を対象とした取組
公民館長、小中学校職員、市職員、保育士等に対する研修を実施する。
 - (1) 市議会議員・市職員・保育士等人権問題研修会
 - ・新規採用職員：4月
 - ・全職員：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため個別研修
 - ・市議会議員：未定

 - (2) 各小中学校における校内人権教育研修会（学校教育課と共催）

 - (3) 各種学級等での研修会
 - ・市民大学等、小・中学生への講話等

- 6 企業を対象とした取組
 - (1) 企業人権問題研修会

 - (2) 企業訪問（人権政策課と共催）

 - (3) ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」の開催通知を発送

- 7 熊谷市人権教育推進協議会の取組
学校教育、社会教育関係者及び関係団体、知識経験者により構成。
さらに理事会、専門委員会を組織し、様々な人権問題の解決を目指す。

- ・理事会 令和4年5月31日（火）
- ・総会 令和4年6月30日（木）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催

（1）街頭啓発

- ・令和4年7月21日（木） うちわ祭にて啓発品配布。

（2）児童生徒人権作文集「じんけんくまがや」

- ・第17集を令和4年12月に発行予定（学校教育課と共催）

（3）「熊谷人権教育ニュース」

- ・第33号を令和4年10月に発行予定
- ・第34号を令和5年3月に発行予定

（4）人権に関する意識調査「第17回」

- ・高校生対象 令和4年9月実施予定

◎ 人権政策推進事業

1 熊谷市同和対策審議会

市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議する。

- ・審議会 令和4年7月14日（木）

2 大里郡市同和対策推進協議会

同和問題解決のための調査、研究事業や同和問題の早期解決に寄与するため、大里郡市1市（熊谷市）1町（寄居町）で組織する。インターネット差別書き込みモニタリング事業を平成31年4月から実施している。

3 各運動団体の研修会への参加

同和問題をはじめとする人権課題への認識を深めるため、各運動団体が開催する研修会等へ参加する。

◎ 生活相談事業

1 生活相談

人権政策課内及び電話で、生活相談員が中心となって対応し、関係機関の紹介や助言を行う。また、相談者の希望により、集会所、春日文化センター等においても相談等に応じる。

2 住宅資金貸付金償還相談

住宅資金貸付金督促・集金の際、生活状況等に係る相談を受け、分割償還の継続を指導する。

◎ 人権問題啓発事業

1 大里郡市人権フェスティバルの開催

地域住民の文化活動の推進と人権団体との交流促進を図るとともに、人権意識、人権感覚の高揚に資することを目的として開催する。

・令和4年度予定 10月8日（土） 会場 江南総合文化会館「ピピア」

2 人権ポスター・標語の募集

(1) 人権ポスター・標語の募集

市内の児童（ポスター6年生・標語5年生）に募集を行い、応募作品の中から優れた作品を表彰するとともに、人権フェスティバル会場に展示、市報や啓発冊子「わたしたちにできること」に掲載などの啓発活動に活用する。

(2) 人権ポスター・標語作品展（社会教育課と共催）

人権週間期間中に、児童の優れた作品を市庁舎1階ロビーに展示する。
また、保育園児の作品展も併せて開催する。

3 その他

(1) 市庁舎に懸垂幕を常掲

・「お互いの人権みとめて明るい社会」

(2) 啓発物品の作成、配布

(3) 人権尊重都市宣言広告塔設置

・市庁舎前、熊谷消防署、三尻公民館、熊谷衛生センター、末広交差点等（市内13箇所）

(4) 啓発冊子の作成（社会教育課と共催）

・「わたしたちにできること」を作成し、毎戸配布する。

(5) 啓発ビデオ（DVD）の購入

・2本購入予定

(6) チューリップの球根の配布

・人権の花運動として市内の全小学校に配布予定

(7) 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知

◎ 同和対策事業振興補助事業

1 熊谷市同和対策振興補助金

熊谷市同和対策振興補助金交付要綱に基づき以下の6団体に交付する。

- ・ 部落解放同盟埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・ 部落解放愛する会埼玉県連合会熊谷市協議会
- ・ 埼玉県地域人権運動連合会熊谷市協議会
- ・ 北埼・埼葛「同和対策」運動連合会熊谷支部
- ・ 同和会埼玉県連合会大里支部
- ・ 埼玉・県北同和会妻沼支部

◎ 隣保館運営事業

1 春日文化センター祭り

地域住民交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年を引き続き令和4年度も中止にした。

2 人権講演会の開催

春日文化センターの利用者等を対象に、人権講演会を開催する。

3 各種講習会の開催

地域住民の交流と同和問題に対する理解と知識を高めるため、各種教室を開催する。

4 クラブ活動の奨励

地域住民の交流を深めるため、地域に根ざしたクラブ活動を奨励する。

5 その他貸館

行政・教育、自治会、サークル活動等に対する貸館

6 施設の修繕等

- | | | |
|--------------|-----|----------|
| ・ 駐車場ライン引き修繕 | 予算額 | 526,990円 |
| ・ 緊急時対応用 | 予算額 | 243,100円 |

(4) 熊谷市同和行政基本方針(案)及び熊谷市人権施策推進指針(案)について

◎熊谷市同和行政基本方針(案)

I 基本方針改正の趣旨

「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」という同和対策審議会答申（以下「同対策答申」という。）を受け、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、数次の法の変遷を経て、同和問題の解決のため諸施策が講じられてきましたが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）が、2001（平成13）年度末をもって失効し、国の特別措置法を抛りどころとしていた同和行政は、大きな転換期を迎えました。

このような中、熊谷市、大里町、妻沼町、江南町は、「同和問題は、憲法で定める基本的人権にかかわる重要な問題であり、特別措置法終了後も引き続き残された課題解決に向け、積極的に必要な施策を講じる必要がある。」という認識のもと、2003（平成15）年3月に「人権・同和行政基本方針」又は「同和行政基本方針」をそれぞれ策定し、諸施策を推進してきました。

さらに、熊谷市、大里町、妻沼町が2005（平成17）年10月1日に合併し、「新熊谷市」として旧市町の基本方針を統合し、引き続き同和問題の解決を早期に図るため改めて熊谷市同和行政基本方針を策定しました。

その後、2006（平成18）年に一部改正、2007（平成19）年には江南町の編入に伴い、江南町同和行政基本方針を廃し、統合するとともに一部を改正、さらに平成25（2013）年に当時の社会情勢の変化に対応するため一部を改正しました。

また、2016（平成28）年には、現在もなお部落差別が存在するとして、部落差別のない社会を実現するために、国及び地方公共団体の責務を明確にした「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という）が施行され、さらに2022（令和4）年7月には、図書等の公表や流布、インターネットを利用した情報の提供など部落差別の禁止事項を明確にした「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

このような状況の中、今回、2013（平成25）年の基本方針の改正から10年が経過し、この間の社会情勢の変化や、2022（令和4）年3月に改定された埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）と、これまでの同和行政の取組の成果や課題を踏まえて、改正を行いました。

II これまでの成果と課題

本市においては、同和問題の早期解決を市政の重要課題と位置づけ、国、県の補助金を活用しながら諸施策を実施してまいりました。

各分野を個別に総括すると、初めに生活環境の改善をはじめとする物的事業については、道路整備、排水路整備、児童公園整備及び上水道整備等により相当程度の成果

を上げてきました。これによって、生活環境の格差が差別を生む状況は、ほぼ解消されており、心理的差別の解消にも一定の効果をもたらしました。

今後も整備未了の箇所を含め、引き続き環境改善対策を推進していく必要があります。

また、住宅対策では住宅新築・改修資金の貸付が行われ、住宅の改善は進みましたが、貸付金の償還が滞っているケースがあり、引き続き償還指導を行っていく必要があります。

次に、教育・啓発事業については、教職員研修、児童生徒教育、市民啓発等様々な手法を用いた各種施策を実施してきました。また、集会所（20箇所）及び隣保館（1箇所）を建設し、教育文化の向上と周辺地域住民との交流活動が図られました。

このように差別解消に向け各種の施策に取り組んできましたが、現在においても同和問題に対する差別意識は、様々な差別事象や、戸籍の不正取得、不適切な身元調査等を引き起こす原因となっています。

2021（令和3）年度に市内に居住する成人を対象に実施した「人権に関する意識調査」では、部落差別解消推進法を「知らない」と回答した人が58.4%、結婚や就職時の身元調査を「当然のこと」「ある程度は仕方がない」と回答した人が61.6%、住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区を「避ける」「どちらかといえば避ける」と回答した人が39.3%であることから、同和問題に関する正しい認識を持てるよう人権教育・啓発を推進していく必要があります。

また、身元調査、同和地区の土地建物調査に関しては、戸籍等の不正取得を防止するための「事前登録型本人通知制度」への利用・登録や宅地建物人権ガイドライン※の周知を図るなど啓発活動を今後も継続的に行っていく必要があります。

次に、社会福祉の増進については、同和保育所の建設運営により乳幼児の健全育成及び保護者の子育て意識の向上を図るとともに、保護者の就労支援が促進されました。

今後も人権保育を通して、子どもたちが将来にわたって思いやりと協調性にとみ、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合えるような人間としての資質を養うことが必要です。

次に、産業対策については、農道整備、かんがい排水、共同園芸施設などに国・県の補助事業を積極的に導入し、農業の基盤整備と近代化を図ってきました。

しかし、昨今の農業を取り巻く環境は、安価な輸入農産物の流通や農産物価格が下落傾向をたどる中、生産コストが上昇し農業所得が大きく減少していることから、後継者不足と農業従事者の高齢化が深刻な状況にあります。

また、商工業にあっても、中小企業者に対して市の中小企業融資制度により育成に寄与してきましたが、長引く景気低迷の影響を受け、総じて厳しい状況です。

このことから、今後も、経営相談や融資制度、技能取得などの情報提供を充実する必要があります。

次に、近年では、インターネット上で、同和地区の所在地や写真掲載など、差別や偏見を助長する書き込みが多くなっていることから、インターネット差別書き込みモ

ニタリング事業を実施しており、引き続き差別書き込みへの対応に取り組んでいく必要があります。

※宅地建物取引業に携わる皆さんへ～宅地建物取引における人権問題について～（埼玉県、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部）

Ⅲ 同和行政の基本認識

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題です。その早急な解決こそ国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題です。

本市においても、こうした基本認識のもとに、同和問題の解決を市政の重要課題として位置づけ取り組んできた結果、同和地区内外の諸格差は大きく是正され、人権尊重意識も一定の広がりをもつなどの成果を上げてきました。

しかしながら、いまだに差別意識が存在するなど、教育・啓発などの分野で課題が残されている状況です。

2001（平成13）年度末をもって地対財特法は失効し、特別措置法に基づく同和対策が終了しましたが、2000（平成12）年には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、2002（平成14）年には、人権教育・啓発に関する基本計画が策定されました。さらに2016（平成28）年には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、部落差別解消推進法が施行されました。

また、2002（平成14）年に策定された埼玉県人権施策推進指針が2012（平成24）年3月及び2022（令和4）年3月に改定され、引き続き同和問題を重要な人権課題として施策を積極的に取り組んでいくことが明示されています。

さらに2022（令和4）年7月に埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例が施行され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することとしています。

こうした経緯からも、引き続き同和問題の早期解決に向けて、同和問題の固有の経緯等を十分に認識し、あらゆる差別の解消につなげていけるよう広がりを持って、さらに国際的な人権尊重の潮流、国内における人権尊重社会の実現に向けての取組などを踏まえて、積極的に施策を推進していくことが求められています。

Ⅳ 今後の同和行政の基本的方向

1 基本方針

本市は、同和問題を人権問題という本質から捉え、これまでの同和問題解決への取組をあらゆる人権問題の解決に広げていく視点をもって、真に人権が尊重されるまちづくりを目指します。

- (1) 人権行政の重要課題として同和行政を明確に位置づけ、その解決に積極的に取り組む。

同和問題を人権問題という本質から捉え、人権行政の重要な柱として位置づけて取り組むにあたり、その解決は、全市民的課題であることを再認識し、行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、民間運動団体等が果たすべき役割を明確にし、それぞれの役割を遂行する中で相互に連携し、同和問題の解決に取り組めます。

- (2) 差別意識の解消に向け、教育・啓発を中心に取り組む。

同和問題に関する差別意識の解消のために教育・啓発の果たす役割はきわめて重要です。

今後においても、引き続き同和問題についての正しい理解と認識を深めるための同和教育及び啓発を推進するとともに、個人の基本的人権の尊重という普遍的視点からの教育及び啓発も併せて推進することにより、人権意識の高揚を図り、様々な差別意識の解消に広がっていきます。

また、これまでの成果を覆す、「えせ同和行為※」については、関係機関と連携を図りながら、市民への啓発を研究し、排除に向けた対策を一層推進します。

※企業や行政機関等に対して、同和問題を口実として行われる不法、不当な行為や要求をすること。

- (3) 部落差別解消推進法及び埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例を踏まえた施策に取り組む国及び県等と連携を図りながら、情報化の進展に伴う状況の変化や地域の実情に応じた施策に取り組むとともに、相談体制の充実や実態の把握に努めます。

2 個別分野の方針

前述の基本方針のもと、同和行政の個別分野の方針は、次のとおりとします。

- (1) 教育・啓発の充実

① 学校教育

これまで、学校における同和教育においては同和問題の解決を目指し、差別をなくす生き方のできる児童生徒の育成に取り組んできました。そのためには、児童生徒に同和問題に対する正しい理解と認識を持たせるとともに、これらを支える正しい人権感覚を身につけさせることが大切であると考え、同和問題だけでなく、子ども、女性、障害者など様々な人権問題にも取り組んできました。

今後も、同和教育は、これまでの実践を通して積み上げられてきた成果を踏まえ、人権教育の中で、発展的な再構築を図っていきます。その際には、同和問題を人権教育の重要な柱として位置づけ、すべての人の基本的人権を尊重する生き方のできる児童生徒の育成を目指していきます。

ア 人権教育全体計画及び年間指導計画の中に同和問題を位置づける。

イ 教職員の人権感覚や指導力の向上を図るため、研修の充実に努める。

ウ 児童生徒の人権についての正しい理解が、日常生活における態度や行動に結

びつくよう、指導法の工夫改善を図る。

② 社会教育

社会教育における人権教育及び啓発は、学校及び地域の実情を十分把握し、学校教育と社会教育の密接な連携を図っていかなければなりません。

人権を尊重する教育は、学校における人権教育の成果をさらに確かなものとするため生涯にわたって推進し、同和問題を人権教育の重要な柱に位置づけ、人権問題解決のための教育及び啓発の実践に努めます。

そのため、市民一人ひとりが同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する正しい理解と認識が深められ、人権問題の解消を自らの課題として実践できるよう人権教育の着実な推進を図らなければなりません。

具体的には、集会所指導事業の充実を図るとともに、公民館や各種団体及び企業に対し、同和問題を中心とした人権問題の正しい理解と、人権意識の高揚を図るための研修を積極的に実施していきます。研修に当たっては、各種関係機関、団体、企業との連携を密にしていきます。

ア 市民に人権に関する各種学習機会を提供するとともに、自主的参加が得られるような研修、講座等の学習内容・形態の工夫改善を図る。

イ 企業、市職員を対象とした人権・同和問題啓発研修を行う。

ウ 人権尊重のまちづくりに取り組む地域指導者の養成に努める。

③ 啓発活動

人権啓発イベントの開催、啓発冊子の作成・配布などによる市民や事業者への意啓発とともに、身元調査に係る戸籍等不正取得の防止のため事前登録型本人通知制度の拡充や同和地区の土地建物調査に関する宅地建物取引人権ガイドラインの周知に努めます。

(2) 地域交流の促進

地域住民の交流を促進することにより、相互理解を深め、真にお互いの人権が尊重される地域社会づくりを目指します。

① 集会所及び隣保館を拠点とした活動の充実により、地域住民の教育文化の向上や周辺地域住民との交流をさらに促進し、同和教育及び社会教育の推進を図る。

② 地域文化活動の活性化を図り、さらに交流促進を充実させるため、人権フェスティバルの開催に取り組む。

(3) 人権に関わる相談、救済及び自立支援

真に相談、救済及び自立支援が必要とされる人々に、個々にきめ細かく対応することが重要であり、人権に関わる相談体制、救済及び自立支援について、国の政策動向等にも注目しながら、本市としての対応のあり方を研究していきます。

① 生活相談員による相談を実施し、地域住民の人権に関わる相談や生活上の相談に応じて関係行政機関と連携を保ちながら助言指導を行い、生活の改善及び向上を図る。

- ② ドメスティック・バイオレンス（DV）※をはじめ、様々な人権相談に対する庁内の相談支援体制の充実を図る。

※一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）人からの暴力をいう。

- ③ 自立支援については、各種福祉施策を活用するほか、教育に関連した補助及び貸付制度の活用を図る。

(4) その他

① 人権保育の推進

子育てに支援が必要な家庭及び地域の実情を十分に把握し、保護者の理解と自覚を高めつつ、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意します。また、乳幼児の健全な成長と発達を目指し、児童虐待やDVの早期発見と防止を図るとともに、保護者の就労を支援する保育を推進します。

② 生活環境の改善

整備未了の事業については、対象事業を明確にした上で、地元調整等の条件を整理し、一般対策で実施します。

③ 産業支援

ア 農業の支援

本市農業の体質強化を図るため、農地の集積と中核的担い手農家の育成を行うとともに、国・県の助成を受けて農業資本の整備を支援します。

イ 中小企業の育成

中小企業者については、引き続き熊谷市中小企業 振興条例に基づき育成・振興を行っていきます。

④ インターネット上の人権侵害情報への対応

インターネット上において同和地区の地名や、差別や偏見を助長するような書き込み等を確認した際には、国（法務局）と連携して適切に対処します。また、インターネットの特性上、本市に限らず全国的な問題であることから、差別行為の防止に向けた有効な法規制を講じるよう県等と連携を図りながら国に働きかけていきます。

⑤ 運動団体との協力体制

同和行政をはじめ人権施策の実施に当たっては、運動団体との連携は不可欠であり、今後も運動団体との協力関係を維持します。対応に当たっては、「運動団体対応基準 2007（平成 19）年施行」に基づき、本市が主体性、公平性、透明性を確保しながら対応します。

⑥ 意識調査の実施

同和教育・啓発の推進に資するため、小学生、中学生、成人、高校生のローテーションで調査対象を変えながら、毎年実施してきた「人権に関する意識調査」を人権問題全般にわたる調査として継続します。

⑦ 事業の計画策定・実績報告

年度毎に同和施策に関する事業の計画を策定するとともに、事業実績の報

告書を作成し、将来に向けた施策の展開を図ります。

V 推進体制

1 審議機関

執行機関の附属機関である熊谷市同和対策審議会において、同和対策について専門的に協議していきます。

2 庁内組織

熊谷市人権施策推進委員会を中心に、全庁的に人権問題全般にわたる施策を推進していきます。

3 広域組織

熊谷市及び寄居町で構成する大里郡市同和対策推進協議会において、同和問題を解決するための調査・研究を行います。

4 基本方針の見直し

この基本方針は、関係法令等の施行・改正や社会情勢に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

◎熊谷市人権施策推進指針（案）

1 基本的考え方

(1) 指針改正の趣旨

人権は、近代社会の原理として何人にも保障されている基本的な自由と権利であり、日本国憲法においても基本的人権の享有と法の下での平等は基本理念とされています。

国際的な潮流も、国の施策においても人権尊重を重視した考え方が示され、関係施策が推進されていますが、民族、宗教を原因とした地域紛争の存在やドメスティック・バイオレンス（DV）※1、虐待などの人権侵害事件は後を絶ちません。

このような中、国及び地方公共団体は、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向け、国際連合で採択された決議をもとに、人権教育のための国連10年行動計画を策定し、各種人権施策に取り組んできましたが、2004（平成16）年に計画期間が終了しました。

一方、熊谷市、大里町、妻沼町では、2005（平成17）年10月の合併を目途に協議に入り、新たな人権施策の指針についても協議を進めました。

以上の背景の下、これまでの人権尊重のための各種取組を生かし、その成果の上に立って、人権意識の普及、高揚を図り、市民一人ひとりの人権が尊重され、喜びや生きがいを実感しながら生活することができるよう、温かい心のふれあいに満ちた「人権尊重のまちづくり」を目指して、「新熊谷市」誕生に合わせ、熊谷市人権施策推進指針を策定しました。

その後本市においては、2007（平成19）年2月に江南町と合併したほか、社会情勢の著しい変化や、深刻化する女性、子ども、高齢者などへの虐待の増加、インターネット上での名誉棄損、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権問題も顕在化してきました。

そこで2013（平成25）年に新たな人権課題へ対応するため指針の改正を行いました。

その後、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」のいわゆる人権三法がそれぞれ施行されるなど、人権問題解決のための法整備が行われました。

しかしながら、今もなお子どもや高齢者などへの虐待や障害者、外国人などへの差別や偏見など多くの人権課題が存在し、近年では、インターネットの匿名性を悪用した新しい形態での人権侵害や、性的少数者（LGBTQ※2）の人権問題のほか、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連した差別や偏見など新たな人権問題も発生しています。

このため、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題、2022（令和4）年3月改定された埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）を踏まえ、新たな人権課題へ適切

に対応するため、本市人権施策推進指針の改正を行います。

※1＝一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力をいう。

※2＝性的少数者を表す言葉のひとつ。

(2) 基本理念

人権施策の基本理念は、「すべての市民が、お互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現」とします。

①一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生れながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利である。一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

②機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、障害、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が確保されている社会の実現を目指します。

③一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

(3) 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち、持続的に取り組んでいく必要があることから、おおむね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 施策の推進

(1) 人権教育

人権施策推進指針が目指すものは、人権があたりまえのものとして尊重される社会の実現です。憲法の定める基本的人権の尊重及び世界人権宣言などの趣旨が広く市民に理解され、「人権の確立という普遍的文化」を構築することを目的としたものです。一人ひとりの人権を尊重する人権の文化を築き上げるためには、広範な場で多様な形態の人権教育を推進していく必要があります。

①学校

これからの教育では、子どもたちに「生きる力」をより一層育むことが求められています。

学校教育においては、知識を深めることはもとより、子どもたちが、自ら学び自ら考える力を身に付けることが必要です。

このことは、人権教育を推進する上でも重要な視点であり、一人ひとりの子どもの個性を尊重し、人権を中核に据えた学校教育を進めることでもあります。

人権教育の推進に当たっては、子どもたちが生涯にわたり人権を尊重し、正し

い理解と実践ができるようにするために、社会情勢の変化や地域の実情を考慮し、発達段階に即して様々な教育活動を通じて行うことが大切です。このような活動を通して、一人ひとりの人権意識の高揚を図り、豊かな人間性の育成を目指した人権教育を推進していきます。

②行政

行政は、あらゆる機会に、あらゆる人々に人権教育を浸透させる上で中心的役割を果たす機関です。

従って、そこで働く職員に対する人権教育は、市民に先がけて一層高度な内容で取り組んでいかねばなりません。すべての職員は、その職務を通じて人権を守るという重要な責務を担っているとともに、人権啓発のリーダーとして、市民の人権意識の高揚に取り組む責務を有しています。

今日の差別の実態から正しく学び、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、資質の向上を図るための日常不断の努力が求められています。

③福祉・医療機関

現在の日本社会の状況は、平均寿命の大幅な伸びと少子化により超高齢社会となっています。これにともなって、私たちの生活に占める福祉、医療等の比重が高まり、これらに関連する業務に従事する人々の数もまた増大すると予想されており、福祉関係者、医療関係者等に対する人権教育は一層重要になります。

このようなことから、ケースワーカー、民生委員・児童委員、保健師、家庭児童相談員、ホームヘルパー、社会福祉施設関係職員等への人権教育の充実を図るとともに、医師会などの医療関係団体と連携して医療関係者に対する人権意識の高揚を図ることが必要です。

④事業所等

事業所等には、社会的な責任や社会貢献が求められています。公正な採用選考や配置・昇進など、事業所内において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にした組織づくりが進むよう、事業所等は個々の実情、方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に啓発活動を行うことが大切です。

啓発のための研修講師の派遣など、事業所等における人権教育の取組が充実し進展するよう支援します。

⑤市民

市民を対象にした人権教育は、これまで様々な態様で行われてきましたが、市民一人ひとりが、人権尊重の理念を真に自分のものとして身につけられるように、今後も継続して人権教育を続けていくことが重要です。

このため、市民の理解を得るために、親しみやすく、分かりやすいものとなるように創意工夫を凝らし、多くの人々が自ら研修会や講演会などの機会に参加できるよう努めるとともに、広報誌やパンフレットなどによる啓発を引き続き行います。

⑥家庭

今日、核家族化、高齢化、少子化が進行し、地域での人間関係が稀薄化してきています。このことは家庭や地域の教育機能の低下をもたらしており、子育てについても、近くに相談できる人がいないなど不安を抱える親が増加しています。すべての家庭において生命の大切さや人権を守ることを教えるなど、豊かな人間性を育むための教育ができるよう、相談体制、交流の場及び学習機会の充実を図ります。

(2) 人権啓発

①効果的手法

多くの市民が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消が図れるよう、これまで講演会や研修会、パンフレット等を活用した人権啓発を実施してきました。

今後も、すべての人が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践することができるよう、国、県及び事業所等と連携し、多様な学習機会の提供や効果的な手法の採用など工夫をしながら啓発活動を推進します。

②視聴覚教材

映像ソフトなどの視聴覚教材は、手軽に利用できる人権教育の手段であるとともに、人権問題を視覚的に捉えることができるので、啓発手段として有効なものです。

これらの教材を有効に活用し、効果的な啓発に努めます。

③情報の提供

より多くの市民に対し効率的に周知できるよう、広報誌や人権啓発冊子、情報誌、ホームページ、ソーシャルメディア※3等の様々な媒体を活用しながら、情報提供を工夫していきます。

※3=インターネットを利用して手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア

(3) 相談機能

市民生活や人権課題に関する相談は、相談窓口をはじめ、関係行政機関等において広く取り組んでいます。

今後も、市民が人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、人権擁護委員と連携し、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に努めます。

(4) 連携・協力

①国・県・近隣市町村

国では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権教育・啓発基本計画が策定され、また、埼玉県では、人権施策推進指針を策定し、関係施策を推進しています。今後も、国・県・近隣市町村と連携し、より効果的な人権施策の推進に努めます。

②民間団体・事業所等

人権の尊重を日常生活の隅々にまで浸透させ人権意識の高揚を図ることは、学校や行政といった公的機関の取組だけでは十分とはいえません。より多くの市民に、人権尊重の理念の重要性について効果的に人権啓発を進めるには、あらゆる部門を通じ推進していくことが重要です。

そのため、民間団体・事業所等の果たす役割が高まっているため、連携を図りながら人権施策を推進します。

3 課題への対応

(1) 女性

①現状と課題

男女平等に向けて、様々な取組が着実に進められてきましたが、人々の意識には今なお男女の役割に対する固定的な考え方や男性優位の考え方が根強く残っており、真の男女平等を実感できるには至っていません。

一方、今日の社会経済環境の急速な変化に対応し、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展するためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、ともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっています。

また、近年、DVやストーカー行為、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント※4など、女性に対する暴力が顕在化、深刻化するとともにインターネット等のメディアによる性・暴力表現などの女性の人権を侵害する情報が増加しています。

女性に対する暴力は、人権問題であり、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題であり、男女共同参画社会を実現する上でも克服すべき重要な課題です。

その根絶に向けて、女性の人権尊重の意識を市内全域に根付かせていくことが必要です。

②施策の基本的方向

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の普及・定着を図るため、市民及び事業者に対して広報・啓発活動を推進します。

また、女性の人材の育成・発掘に努め、政策・方針決定過程等様々な分野への男女共同参画を促進します。

さらに、DVやセクシュアル・ハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に展開し、メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的取組を働きかけるとともに、被害者が相談しやすい環境を整備します。

ア 男女平等意識の啓発

イ 女性の登用の促進

- ウ 労働の分野への男女共同参画の促進
- エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- オ 相談体制の充実

※4=他の者を不快にさせる職場における性的な言動

(2) 子ども

①現状と課題

子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化の進行、価値観の多様化、情報化の進展など大きく変化しており、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。このような社会変化の中で、人間関係は希薄になり、子育てに不安を感じる親が増加したり、子どもの自立や共生の力を育む機会が減少したりしています。特に最近では児童虐待やいじめ、有害情報の氾濫や性の商品化などが大きな課題となっています。

課題解決のためには、大人は子どもを一人の個人として認め、その意見を尊重して子どもにとっての最善の利益を考える意識を持つこと、そして子ども自身も、自分に誇りと自信を持ち、それぞれの個性を認め尊重する意識を育むことが必要です。

そのために、大人が子どもの意見を幅広く受け止める環境のもと、子どもが自由に自分の意見を言い、相手の意見を尊重しながら、お互いの関係を新しい次元に高めていくような体験を積むことが求められています。

さらに、子どもは経験を通して成長していきますが、社会との関わり合いが未熟なため、その成長の過程の中で、適切な人間関係をうまく形成できないこともあります。子どもが悩んだときに気軽に相談することができ、失敗の体験はその後に生かせるようなアドバイスをを行い、子どもがくじけることなく自信をもって生きて行けるような支援体制を整備することも必要です。

特に児童虐待の問題においては、子どもだけではなく虐待の加害者である大人も深く傷つきます。虐待に苦しむ子どもを救うためにも、子どものみならず大人の心の痛みも理解し、立ち直りを支援していくことが必要です。

そのためには、学校や幼稚園、保育所、認定こども園、児童相談所、警察、保健所、医療機関などの関係機関と連携し、児童虐待の防止・早期発見を図ることが重要です。

また、近年、貧困に悩まされている子どもの数が多く問題になっています。子どもの貧困問題は、経済的な貧困のほか、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまうという心の貧困という困難も生み出す可能性があります。様々な貧困を抱える子どもを支援するために、子ども食堂や学習支援教室など子どもの居場所づくりが求められています。

②施策の基本方向

子どもたちが自尊心をもって自己を確立していくことができるよう、学校・家庭・地域社会が連携して、発達段階に応じた取組を行い、健やかに成長できるよ

う計画的に推進することが必要です。

- ア 子どもの人権の尊重
- イ 子どもが健やかに成長できる環境の整備
- ウ 子育て支援の充実
- エ 児童虐待の防止・早期発見
- オ 子どもの貧困対策

(3) 高齢者

①現状と課題

わが国の現状は、平均年齢の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、明るく活力ある高齢社会を実現するためには、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせることが重要です。

高齢者の状況は、性別、健康状態、家族構成、住居その他に応じて多様ですが、高齢者の多くは社会的にも十分活躍することができることから、積極的に社会活動に参加できるような環境づくりが必要となっています。また、誰もが活動しやすいよう、公共交通機関や道路、公園、公共建築物、住宅等生活環境のバリアフリー化の推進も必要となっています。

また、核家族化の進行や生活様式の多様化などにより、家庭や地域において若い世代と高齢者がふれあう機会が減少したため、若い世代が、高齢になった両親等と同居することに不安を抱いたり拒否したりすることがみられます。

このため、子どもたちや若者が、高齢者に自然に接することができ、お互いが理解しあい、お互いを思いやれるような温かい福祉の心をはぐくむことが大切です。

さらに、高齢化の一層の進行に伴い、寝たきりや認知症、虚弱となり介護や支援を必要とする高齢者が急速に増えることが見込まれ、しかも、介護が長期化・重度化しています。

これらの要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重くなっており、介護疲れの結果、家族の人間関係が損なわれ、介護を必要とする高齢者に対する虐待や介護が放棄されたりする事態が生じています。

このような高齢者の人権を侵害するような状況を防止し、高齢者を支援していくとともに、福祉サービスの利用において自己決定の尊重を図るためには、高齢者の人権に配慮した社会づくりを推進するとともに、高齢者の権利を守るための仕組みが必要となっています。

②施策の基本方向

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らせるよう、自立と支援の両面から捉え、健康増進と生きがいづくりを推進し、さらに、援護を必要とする高齢者に対しては在宅福祉施策等を充実していくことが必要です。

- ア 社会参加の促進

- イ 生きがい活動の促進
- ウ 要介護高齢者への施策
- エ 高齢者について正しく理解するための教育・啓発
- オ 福祉のまちづくりの推進

(4) 障害のある人

① 現状と課題

これまでの取組を通して障害者への理解が広がっていますが、偏見や差別意識等によるこころの障壁、建物や歩道の段差などの物理的な障壁、資格・免許などの制度の障壁、文化・情報面での障壁など、多くの障壁が指摘されています。

これらの障壁を取り除き、障害のある人もない人と同様に基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を推進する必要があります。

国では、2013（平成 25）年、障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする、「障害者差別解消法」を施行しました。

障害及び障害のある人に対する正しい理解と認識を育むために、啓発活動とともに、学校、地域社会、家庭、職場など様々な場において、教育を推進していくことが重要です。また、実際に障害のある人との交流・ふれあいを深めるための様々な場を充実する必要があります。

障害のある人が、可能な限りその適性と能力に応じて就労の場に就き、職業を通じて積極的に社会経済活動に参加し、安定した生活と生きがいを見いだしていくことは、自立と社会参加の促進に重要なことです。

また、障害のある人が住み慣れた地域において、安心して自立した生活を営んでいくためには、自立した家庭生活、社会活動の基盤となる円滑・安全な移動の確保、住宅の整備など、住み良い生活環境の整備が必要となっています。

② 施策の基本方向

障害のある人を特別視することなく、ノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させ、バリアフリーの社会を目指して取り組み、障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、すべての人々がともに地域社会を構成する一員であることを基本に据えた教育・啓発活動を進めていくことが必要です。

- ア 社会参加の促進
- イ 福祉サービスの充実
- ウ 福祉活動・ボランティア活動の充実
- エ 福祉教育の充実
- オ 障害者雇用の促進
- カ 福祉のまちづくりの推進

(5) 同和問題

① 現状と課題

1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、2002（平

成 14) 年 3 月までの 33 年間にわたる各種施策の実施により、生活環境等の実態的差別については、一定程度の改善が図れたところです。心理的差別の解消についても、これまでの教育・啓発の推進により、人権意識の高揚が図られ、解消に向けて着実に歩みを進めています。しかし、人々の観念や意識の内に潜在している差別意識については、いまだに残されているのが実態であり、近年ではインターネット上に同和地区の所在地情報や差別を助長するような内容の書き込みが行われるなどの問題が発生しています。また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。この差別意識の解消が同和問題の解決にとって重要課題となっています。

2016 (平成 28) 年度には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展にもとまって部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別解消推進法」が施行されました。

2021 (令和 3) 年に市内に居住する成人を対象に実施した「人権に関する意識調査」では、「同和問題 (部落差別) が残っている」「少し残っている」と答えた人が 65.5%となっています。

また、同和問題の解決にとって、大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」は、これまで、行政や民間運動団体が行ってきた啓発の効果を覆すものであり、市民に対し同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

今日の国際的な人権尊重意識の高まりの中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、同和問題の解決のために、引き続き教育・啓発を通じ、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、自らの課題として、差別解消に向けて努力を重ねていくことができるよう、教育・啓発の推進が必要です。

②施策の基本方向

2002 (平成 14) 年に特別措置法が終了したのち、同和行政基本方針及び人権教育推進プランを定めましたが、それぞれの基本方針に基づき、残された課題の解決を目指します。

- ア 学校における同和教育の推進
- イ 社会教育における同和教育の推進
- ウ 同和問題の啓発の推進
- エ 研修の充実
- オ 相談体制の充実
- カ インターネット上の人権侵害情報の対応
- キ 人権団体等との連携

(6)外国人

①現状と課題

日本は、基本的人権を国際的に保障した「国際人権規約」を1979（昭和54）年に批准し、1995（平成7）年には、「人種差別撤廃条約」も批准しています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人がそれぞれの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。2016（平成28）年に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことなども踏まえ、外国人住民とともに地域を支えるパートナーととらえ、日本人住民と外国人住民がともに安心して暮らせる環境整備が必要です。

さらに2017（平成29）年度に「技能実習制度」の改正及び2019（平成31）年度に新たな残留資格「特定技能」の創設等を行い、今後、一層の外国人住民の増加・多国籍化が見込まれています。

②施策の基本方向

様々な異なる文化に対して、広く理解を示す心を育てるとともに、世界人権宣言や国際人権規約の理念である「すべての人間は平等」の趣旨を踏まえ、この精神の普及のための啓発活動をはじめとして国際化の進展への対応が必要です。

ア 国際理解の推進

イ 多文化共生社会の推進

(7) HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染者等

①現状と課題

HIVは日常的な接触では感染しないものの、HIV感染者・エイズ患者については、病気や感染経路に対する知識不足や偏見から、医療現場や職場など様々な場面での人権侵害が発生しています。

ハンセン病は、1907（明治40）年に制定された「らい予防法」による隔離政策により怖い病気と誤解され、患者本人や家族は差別や偏見を受けてきました。なお、「らい予防法」は1996（平成6）年に廃止されています。

また、2020（令和2）年に国内で初めて陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症の問題では、拡大に伴い、陽性者のみならず、医療従事者をはじめその家族などに対する差別的取扱いや言動が問題になりました。さらに、ワクチン接種の強制や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生しました。

②施策の基本方向

感染者や家族等の人権に十分配慮し、関係機関と連携を図りながら、感染症に対する正しい知識の教育・啓発活動を進めていくことが必要です。

ア 正しい知識の普及・啓発

イ 相談・支援体制の充実

(8) インターネットによる人権侵害

① 現状と課題

パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の普及により、インターネットを活用した情報の収集や発信、ネットを通じた人とのコミュニケーションが容易になり、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

しかし、情報発信の容易さや匿名性を悪用し、他人に対する誹謗中傷や差別を助長する情報が掲載されるなどの人権侵害が発生しています。

また、子どもや青少年が違法薬物や性被害などに巻き込まれるケースや同和問題、外国人、LGBTQなどに関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

② 施策の基本方向

インターネットを利用するに当たってルールやマナー、個人のプライバシーなどに関して正しく理解するための教育・啓発活動に取り組むことが必要です。

また、インターネット上に差別的な書き込み等を確認した場合は、県や関係団体等と連携し、国（法務局）へ削除要請するなどの対応をします。

SNS※5 や電子掲示板などを利用した「ネットいじめ問題」の解決に向けて、相談・支援事業の推進が必要です。

- ア インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発
- イ インターネット上の差別書き込みへの対応
- ウ 相談・支援体制の充実

※5=登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス

(9) 災害時等における人権への配慮

①現状と課題

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により被害を受けた人たちが、根拠の無い思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障害のある人、子ども、外国人などや女性の避難所生活での配慮が課題となりました。

②施策の基本方向

その後も、毎年のように各地で地震や豪雨などの自然災害が発生しています。災害時においても、すべての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権に配慮することについて、関心と認識を深めることが必要です。

- ア 啓発活動の推進。
- イ 災害時の対応

(10) 性的少数者（性的マイノリティ）

①現状と課題

2020（令和 2）年度に埼玉県が実施した多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査によると、LGBTQに代表される性的マイノリティの割合は、約 3.3%を占めており、性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならなかったり、偏見に基づく差別的言動を見聞きしたりするなど、多くの当事者が生きづらさを感じています。

性の多様性の理解を進め、お互いの個人の性を尊重し、偏見や差別をなくすこ

とが必要です。

②施策の基本方向

性的志向や性自認に関わる偏見や差別が生じないように、当事者の存在や困難な状況などについて正しい理解促進に取り組むとともに、性的マイノリティの人権が保障され安心して生活できる環境づくりを進めます。

ア 正しい理解の促進

イ 啓発活動の推進

(11)様々な人権

これまで述べてきた 10 項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような様々な人権課題が存在しているため、引き続きこれらに対する教育・啓発活動等を推進します。

①アイヌの人々

アイヌ民族は、自然と共生しながら、様々な固有の文化を育んできました。しかし、明治以降、近代化が進められ、生活の基盤と文化が奪われ、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職などで様々な差別を受けるなどの問題が依然として存在しています。

②犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害だけではなく、被害後に生じる（精神的ショック、経済的負担増、捜査過程での精神的負担、マスコミによる取材報道ストレスなど）問題に苦しめられています。

③北朝鮮当局による拉致問題

2002（平成 14）年 9 月にお行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004（平成 16）年までに政府が認定した拉致被害者 17 人のうち拉致被害者 5 人と家族 8 人の帰国が実現しました。

2008（平成 20）年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

県内においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

④刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

⑤ホームレス

野宿生活者その他安定した居住の場所を有していないホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別のほか暴力を受けるなどの問題が生じています。

⑥ハラスメント※6

職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題になっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や心身の不調、能力発揮の阻害などの問題を引き起こします。

※6=人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為

⑦ケアラー・ヤングケアラー※7

高齢化社会が進む中、介護を担うケアラーが増加しています。ケアラーがケアするのは、高齢者のほか障害のある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子どもなど広範囲にわたります。親や配偶者等の介護、子どもやきょうだいの世話・家事などを担うケアラーには心身ともに大きな負担がかかっています。

また、ヤングケアラーと呼ばれる18歳未満の子どもが、家事や家族の世話・介護などを日常的に行うことにより、学業や就職などに支障が生じるケースが見受けられます。

※7=本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

⑧その他

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症や非正規雇用等による生活困窮者、性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引などの人権課題があります。

4 推進体制

この指針に基づく施策を効果的、効率的に実施することを目的として、庁内に関係所属長からなる熊谷市人権施策推進委員会を組織して、この指針の趣旨を十分踏まえ関係施策を推進します。

また、人権施策の推進状況については、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

熊谷市同和対策審議会条例

平成 17 年 12 月 27 日

条例第 244 号

(設置)

第 1 条 同和問題の解決を図るため、熊谷市同和対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、同和問題に関する事項について調査審議し、答申するとともに、建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 民生委員
- (5) 教育長
- (6) 市立小中学校の長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。